

政令第 号

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令

内閣は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法第三十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附 則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

理 由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴い、通訳案内士法第三十条第一項に規定する登録研修機関の登録の有効期間を定める必要があるからである。